



Green For All
KAWASAKI 2024
第41回 全国環境博覧会2024



KAWASAKI
SDGs
川崎市持続可能な社会実現目標 (SDGs) 推進計画



資料 1

大気や水などの環境保全部会(第3回)

川崎市環境局環境対策部環境対策推進課



Green For All
KAWASAKI 2024
第41回 全国都市緑化フェア



KAWASAKI
SDGs



1. 川崎市の現状と課題（追加説明資料）

2. 環境配慮に取り組む目的・意義

3. 事業者の自主的取組の現状

4. 事業者の自主的取組の方向性

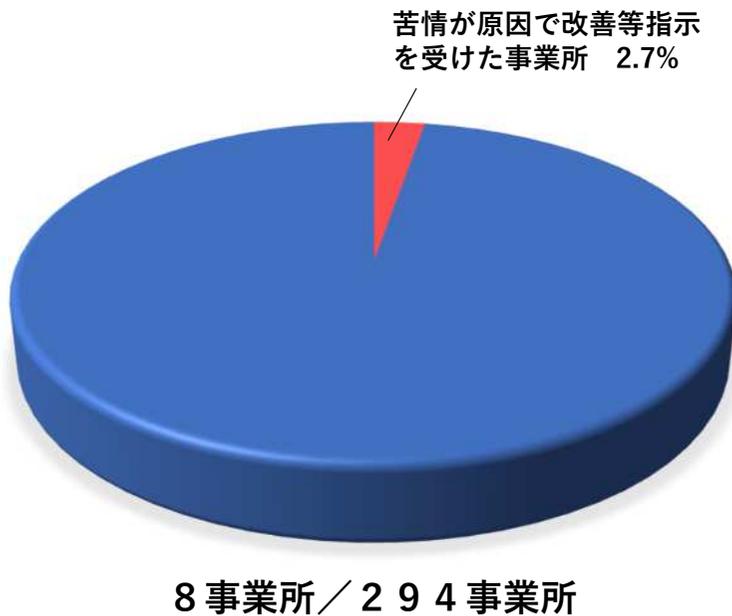
5. 取組の評価基準

6. 今後のスケジュール

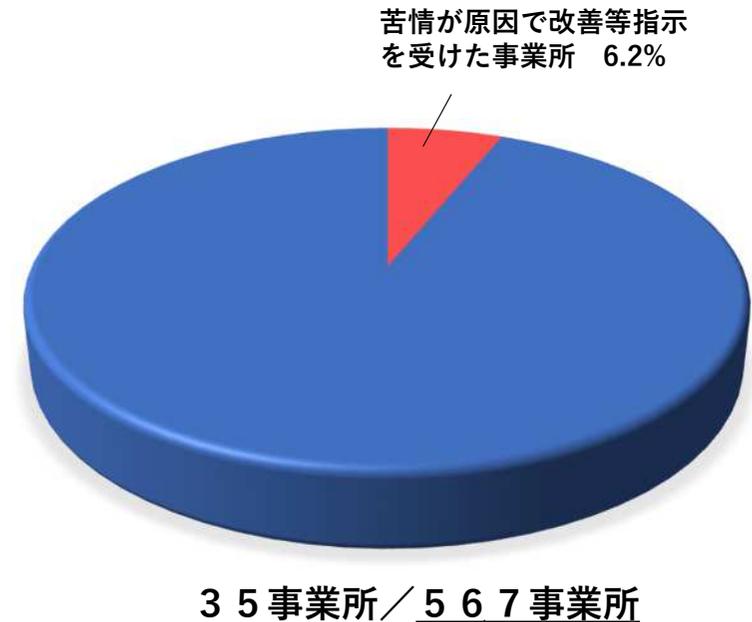
(1) 環境配慮書の総括について (川崎市の現状と課題の章へ盛り込む)

改善等指示の状況 (過去4年間: H31~R4)

環境配慮書対象事業所 (環境行動事業所を除く)



環境配慮書の提出対象外の事業所



現在の市条例施行後、届出等があった事業所で、環境配慮書対象事業所以外の事業所

- H31~R4年度では、環境配慮書対象事業所は、環境配慮書の提出対象外の事業所と比較すると、苦情が原因で改善等指示を受けた事業所の割合が少なかった



COLORS
FUTURE!
ACTIONS
KAWASAKI 100th



Green For All
KAWASAKI 2024
第41回 全国都市緑化フェア



KAWASAKI
SDGs



1. 川崎市の現状と課題（追加説明資料）

2. 環境配慮に取り組む目的・意義

3. 事業者の自主的取組の現状

4. 事業者の自主的取組の方向性

5. 取組の評価基準

6. 今後のスケジュール

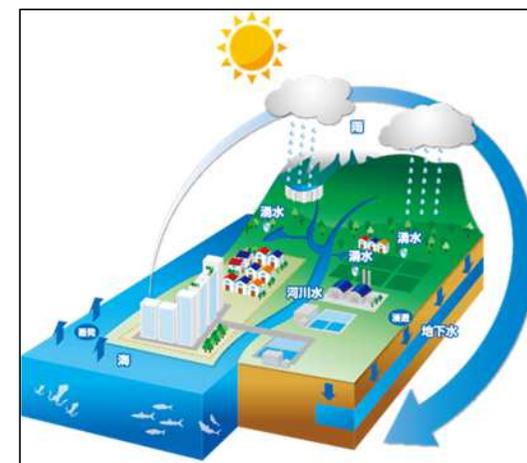
(1) 自主的に環境配慮に取り組む必要性

一つの事業所や市民一人ひとりが地域環境に及ぼす環境負荷は大きくなくても、トータルで地域環境に影響を与えてしまうこともある



光化学オキシダントの生成の仕組み

- 毎年発令されている光化学スモッグ注意報の原因でもある光化学スモッグは、光化学オキシダントが増加することで発生し、呼吸器へ悪影響を及ぼすなど健康被害を引き起こす
- 原因物質のひとつである揮発性有機化合物（VOC）について、実態把握を行い、自主的な排出削減に向けた取組を進めることが必要である
- 河川・海・地下水は繋がっている



水環境の状況

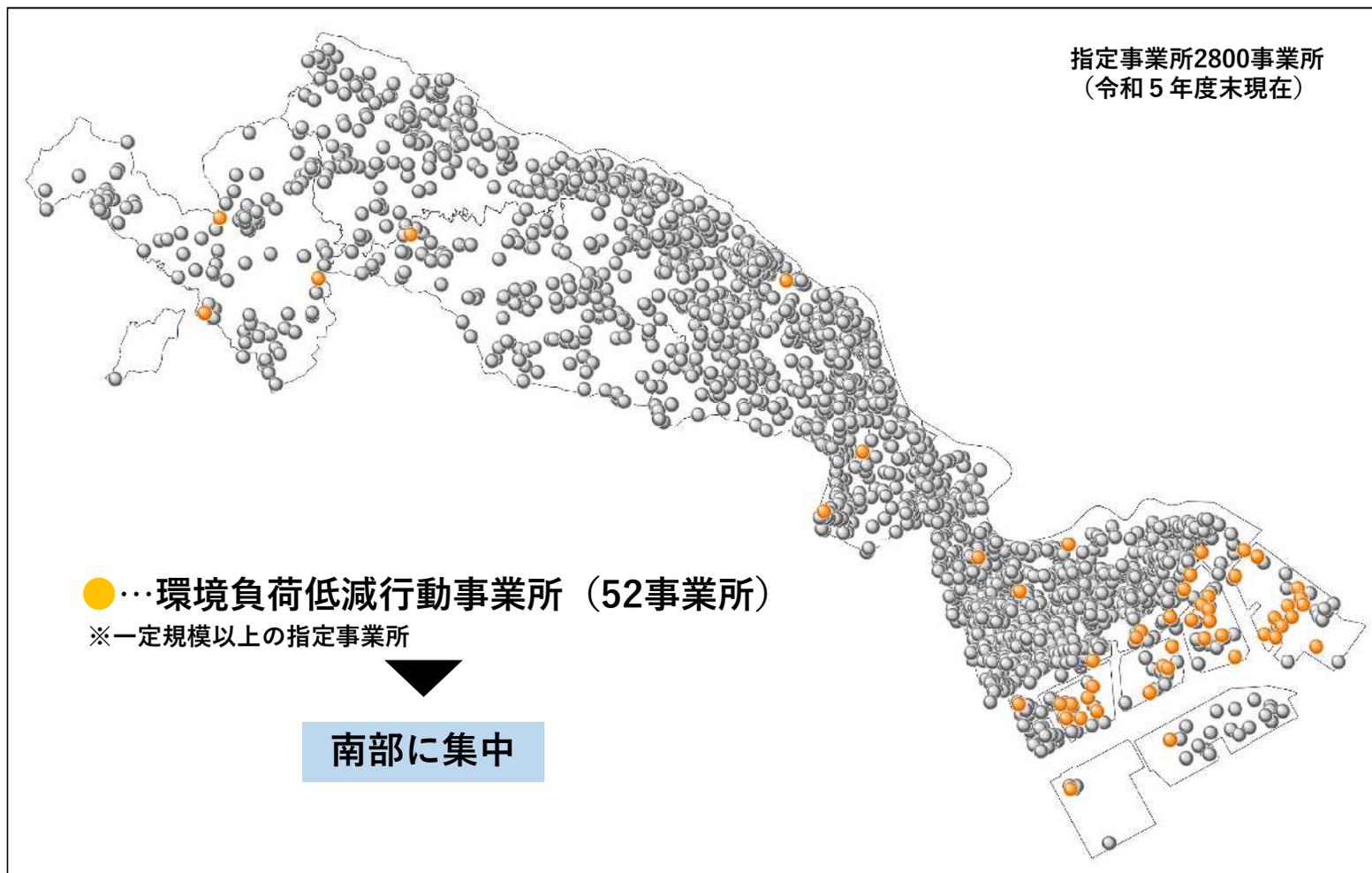
- 東京湾は閉鎖性水域であることから、汚れが滞留しやすいなど様々な要因から水質改善が難しいという特徴がある

社会・経済活動による自然への負の影響を抑え、プラスの影響を与えることを目指すネイチャーポジティブの観点からも、「事業所」や「市民」がそれぞれ環境配慮について取り組むことが重要

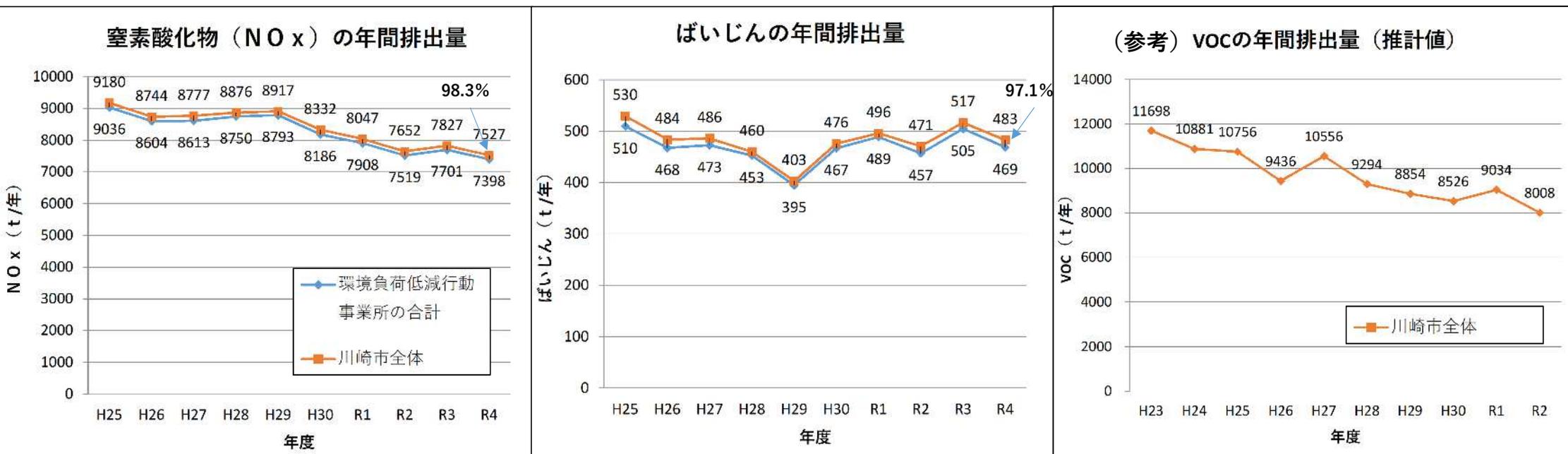
※「ネイチャーポジティブ（自然再興）」とは、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させることを意味します

(2) 環境負荷の状況について

市内の指定事業所



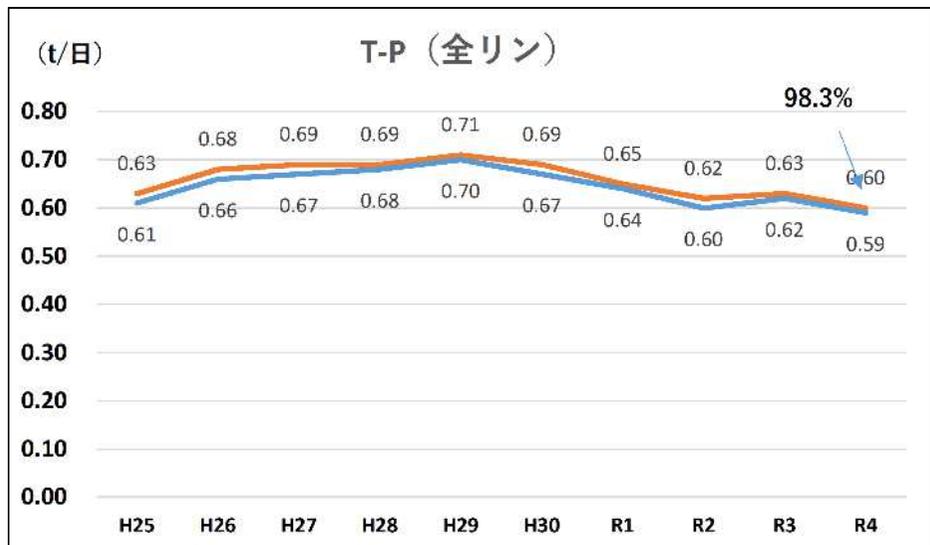
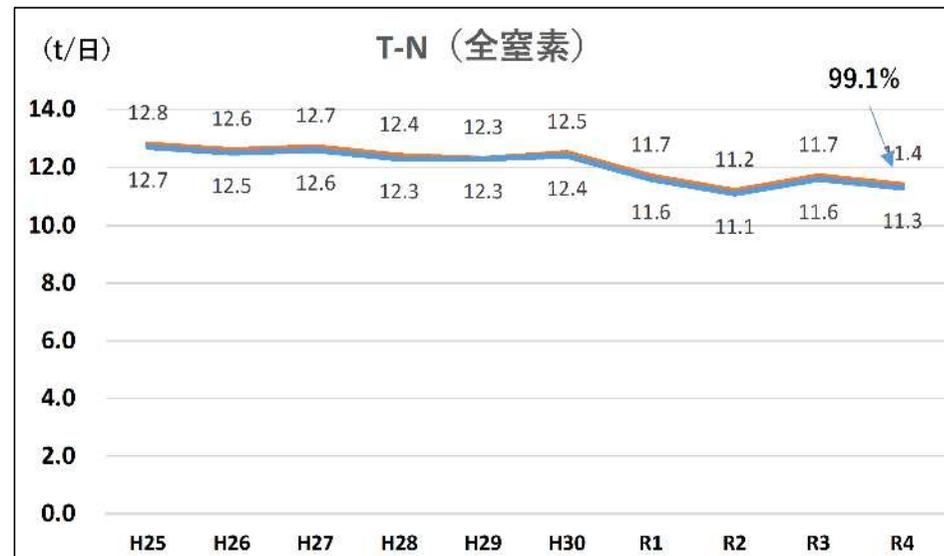
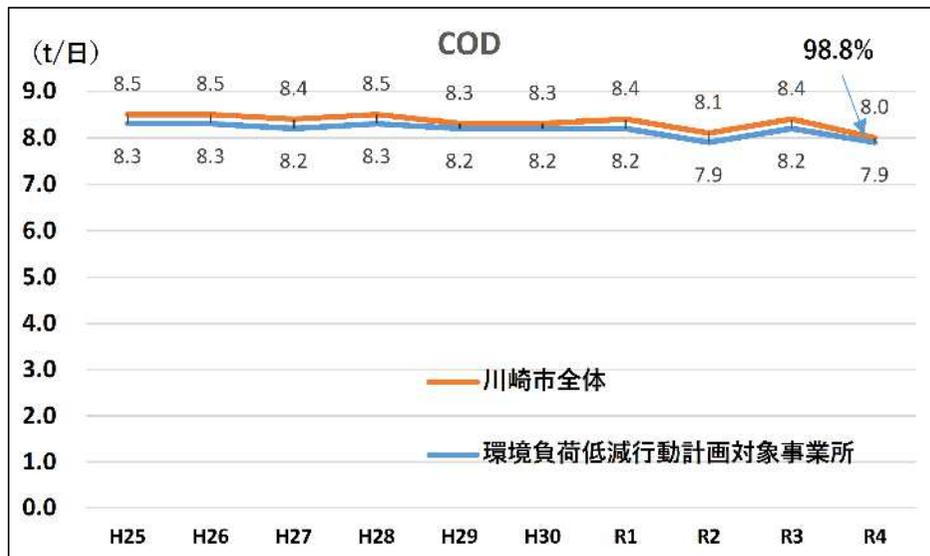
(3) 環境負荷の状況について (大気)



- NOx・ばいじんの年間排出量については、環境負荷低減行動事業所の合計が、直近で市全体の97%以上を占めている
- 環境負荷低減行動事業所以外の排出量は少ない
- VOCの年間排出量は、減少傾向にある

※九都県市揮発性有機化合物 (VOC) 排出インベントリの推計排出量 (移動発生源由来を除く) のデータをもとに作成

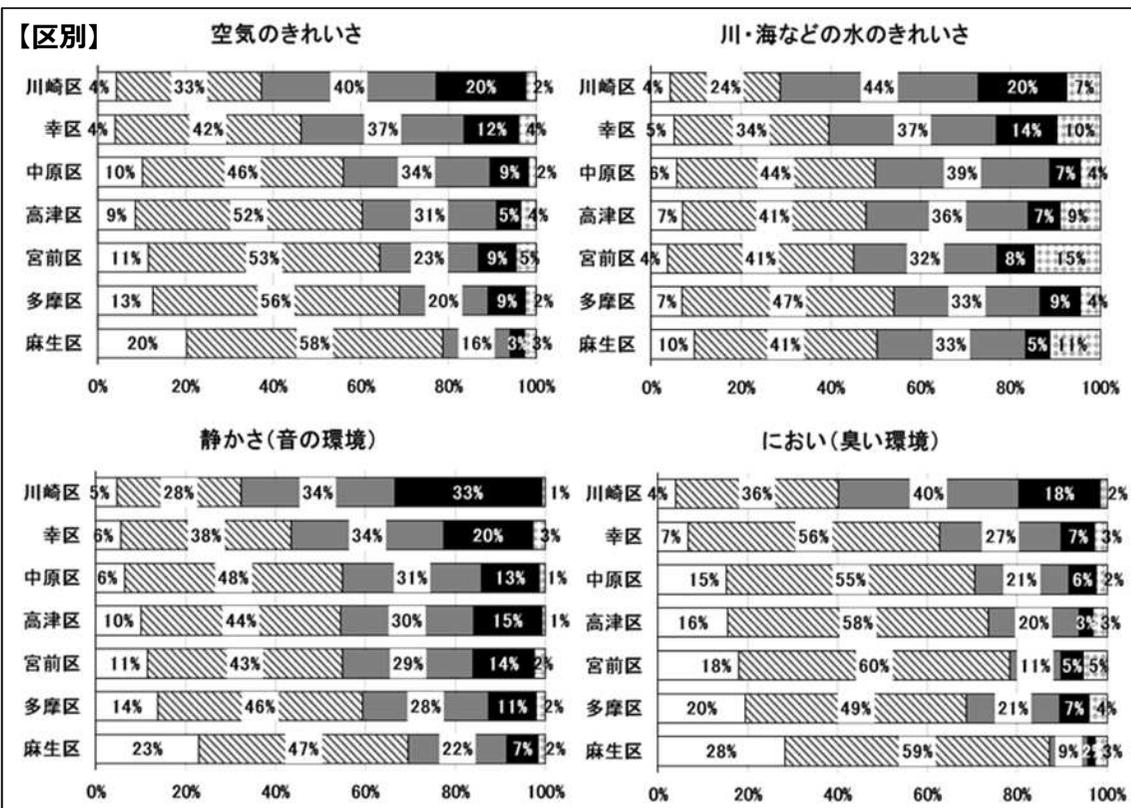
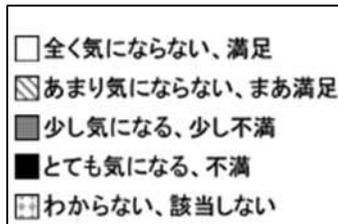
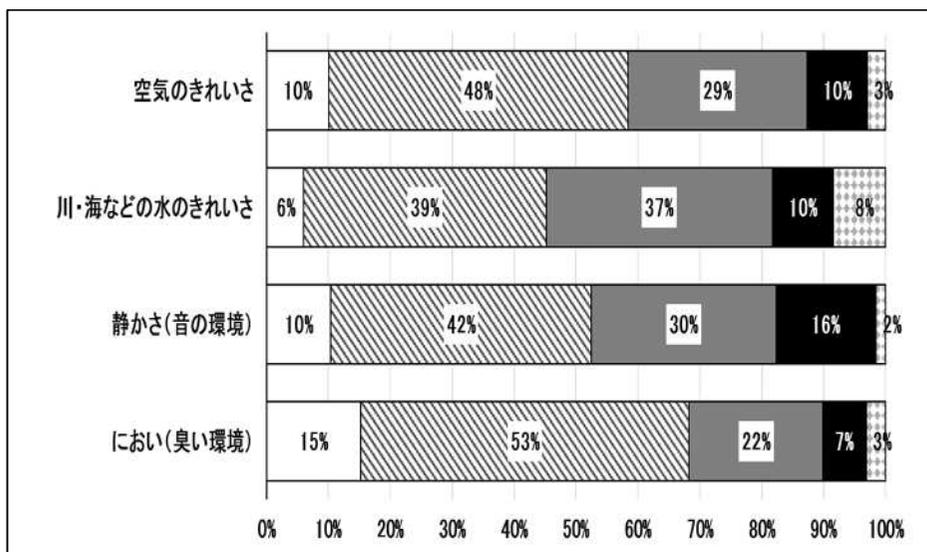
(3) 環境負荷の状況について (水)



- COD、T-N及びT-Pについては、環境負荷低減行動事業所の合計が、直近で市全体の98%以上を占めている
- 環境負荷低減行動事業所以外の排出量は少ない

(4) 地域ごとの市民の満足度について

地域別の満足度の傾向



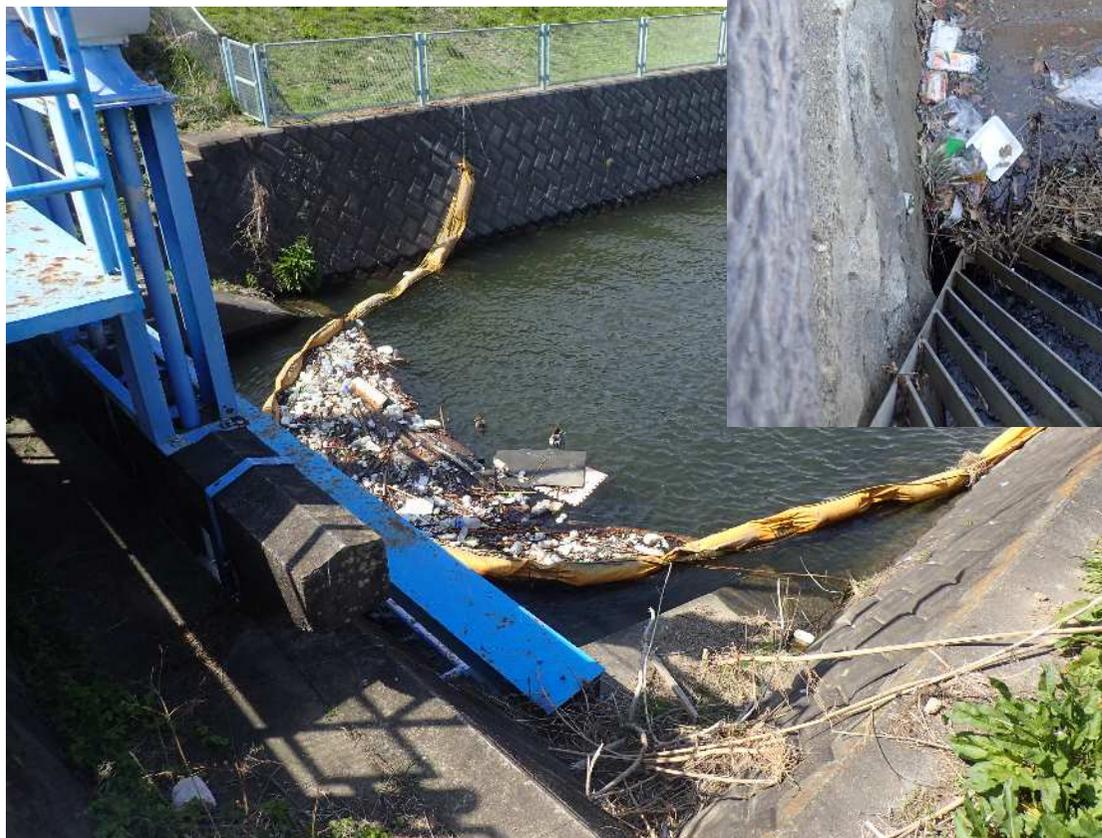
出典：「大気、水などの環境に関するアンケート（令和元（2019）年度調査）」

- 「空気のきれいさ」「静かさ」については約4割、「におい」については約3割が満足していない
- 「川・海などの水のきれいさ」は約5割が満足していない

【参考】川の様子

初山水路→

二ヶ領本川（上流）



二ヶ領用水（上流）



➤ 川が汚れていると、市民の満足度の低下につながる

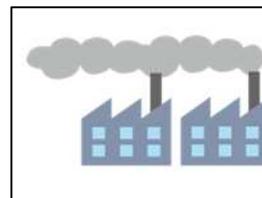
【参考】 苦情・事故について

水質事故



大気・悪臭

・近くの事業所で、ショベルカーで作業しており、粉じんが飛んでくる



・隣の事業所のダクト付近が若干臭い
・勤め先周辺で原因不明の臭気がする

騒音

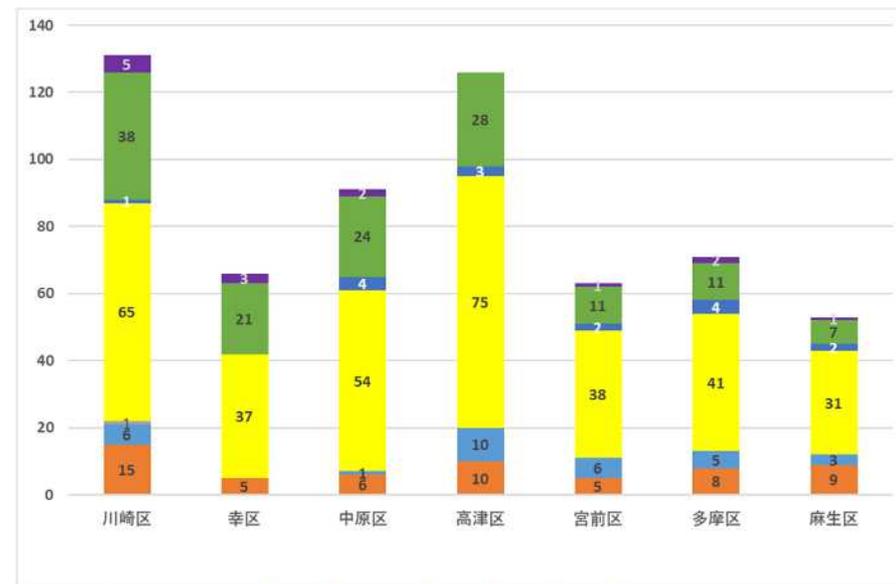
・事業所の室外機がうるさい
・建物内に工場のようなものがあり、日中壁を叩いているような音がする



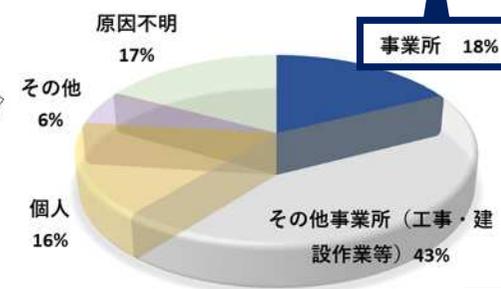
➤ 生活環境の身近で起きる苦情・事故は、市民の満足度の低下にもつながる

【参考】 苦情・事故について

事業所が原因の苦情・事故（過去5年間：H31～R5）

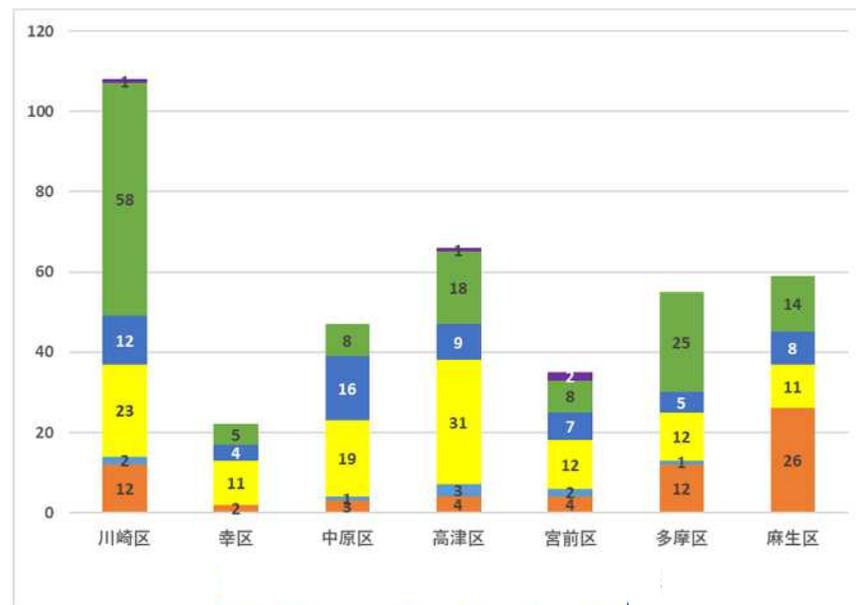
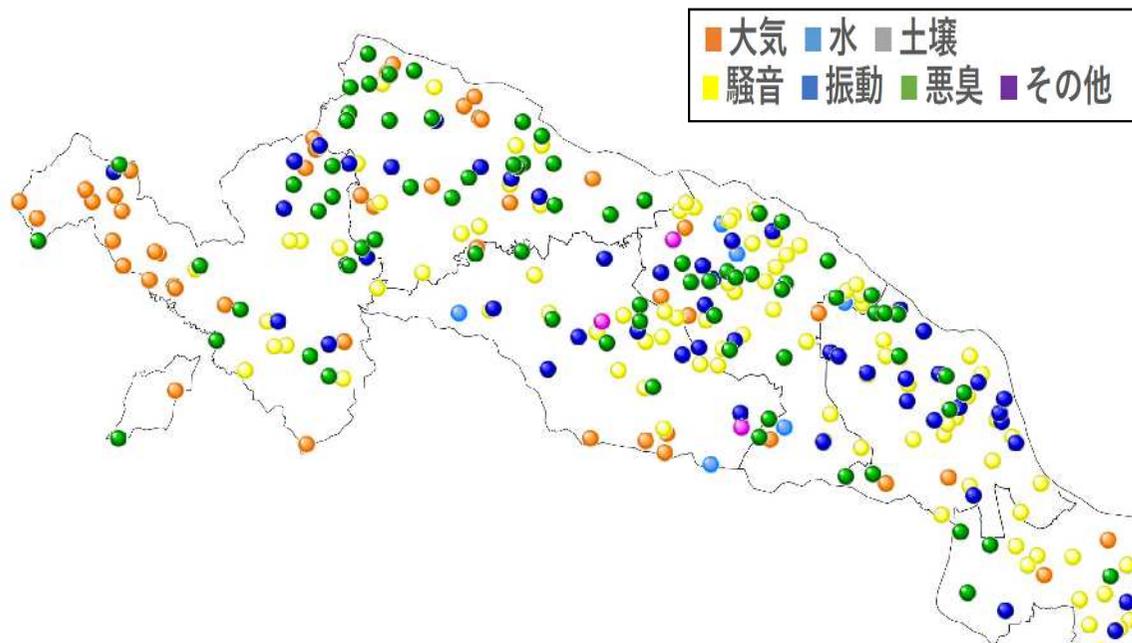


➤ 事業所（指定事業所を含む）が原因の苦情・事故は、市内全域で起こっている

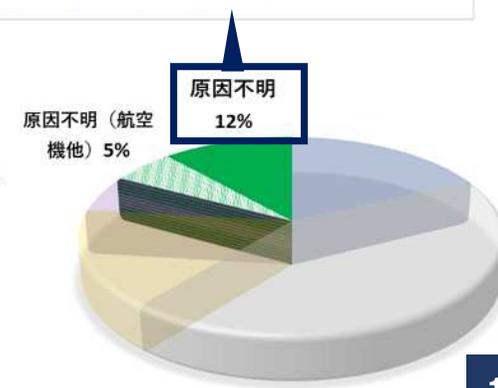


【参考】 苦情・事故について

原因不明の苦情・事故（過去5年間：H31～R5）



➤ 原因不明の苦情・事故は、市内全域で起こっており、**指定事業所も含まれている可能性あり**



(5) 環境配慮に取り組む目的・意義

✓一つの事業所や市民一人ひとりが地域環境に及ぼす環境負荷は大きくななくても、トータルで地域環境に影響を与えてしまうこともある

市民や事業者など多様な主体との連携により、**すべての人**がネイチャーポジティブの観点で環境配慮に努めることで、さらなる環境改善が望める

これまでの取組により大気・水環境は大幅に改善するも・・・

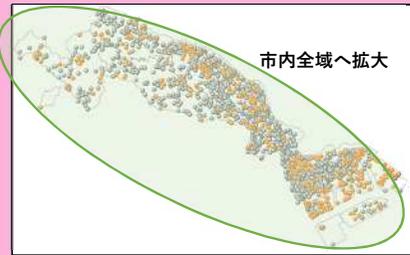
- ✓一部の項目で環境基準は非達成
- ✓市民の生活環境への満足度は増加してきているが、まだ高いとはいえない
- ✓既存の制度では、主に大規模事業所(南部に集中)が対象となっており市内全域での環境配慮の取組が充分とはいえない
- ✓原因が特定できない苦情もあり、市民の生活環境の満足度につなげるには、市内全域でみんなを取り組んだほうがよい

市内全域で市民や事業者が、さらなる環境改善の取組を進めることで、よりよい環境が生まれる

(6) 環境配慮に係るこれまでの取組

事業者の自主的取組

➤ 事業者の自主的取組を通じた環境配慮意識の浸透



現状

既存の制度は、主に南部に集中している大規模事業所を対象として実施

環境配慮に取り組む事業所を
市内全域へ拡大していく

➤ 環境配慮に意識高く取り組んでいる事業所の増加

現状

環境行動事業所の認定が、大規模事業所を対象

環境保全に係る自主管理
ができる事業所を増加させる



市民の環境配慮意識向上に向けた取組 (NbSを活用)

➤ 【事例1】スナイプバレー合同会社との共同研究



東扇島東公園人工海浜で、生物とプラスチックごみの潜水調査を実施して、結果をイベントや出前講座等を通じて市民に周知

➤ 【事例2】大学対校！ゴミ拾い甲子園in川崎市



ゴミ拾い甲子園に参加し
ごみの分類調査を実施

自然環境フィールドを活用した環境配慮意識
向上の取組

「事業者」と「市民」が両輪となり環境配慮の取組を推進

生活環境 (大気・水環境) の保全

市民実感 (満足度) の向上





Green For All
KAWASAKI 2024
第41回 全国都市緑化フェア



KAWASAKI
SDGs



1. 川崎市の現状と課題（追加説明資料）

2. 環境配慮に取り組む目的・意義

3. 事業者の自主的取組の現状

4. 事業者の自主的取組の方向性

5. 取組の評価基準

6. 今後のスケジュール

(1) 国の動向

2024年3月 「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」策定

(環境省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)

ネイチャーポジティブ経済移行戦略～自然資本に立脚した企業価値の創造～

ネイチャーポジティブ経営＝自然資本の保全の概念を重要課題として位置づけた経営

- 企業の価値創造プロセスとビジネス機会の具体例
- 企業が押えるべき要素
- 企業の価値創造プロセスと対応する国の施策によるバックアップ

個々の企業の行動変容を可能とし、その総体としてのネイチャーポジティブ経済への移行を実現

移行後の絵姿 (2030年)

大企業の5割はネイチャーポジティブ経営に
ネイチャーポジティブ宣言の団体数を1,000団体に

⇒ 中小企業、自治体、NGO団体含め宣言が発出されることで、取組機運の維持、市場確保に繋げる

- 国は、ネイチャーポジティブ経営について、中小企業も含めて取組を推進している

(2) 中小規模の事業所の意見

中小規模の事業所への環境配慮に関するアンケート

1 目的

幅広く事業者が参加・活用でき、自主管理を促進する制度にするため、事業者の意向調査を行い、新たな制度設計の参考にすることを目的として、大気や水などの環境配慮に関する取組のアンケート調査を実施する

2 対象事業所

①、②1,787事業所から438事業所を抽出し実施

①従業員50人以上の事業所 **260事業所**
(環境行動事業所及び環境負荷低減行動事業所を除く)

②従業員50人未満で**製造業の事業所** **178事業所**
1,527事業所のうち条例施行日(平成12年12月20日)以降に届出のあった事業所

事業所数 (R5末)	指定事業所 (2800事業所)		
	一定規模以上の 事業所 (52事業所)	従業員50人以上 (326事業所)	
アンケート	対象外	対象 ①260事業所	製造業を対象 ②1527事業所

中小規模の事業所

3 実施時期 令和6年9月2日(月)～令和6年9月13日(金)

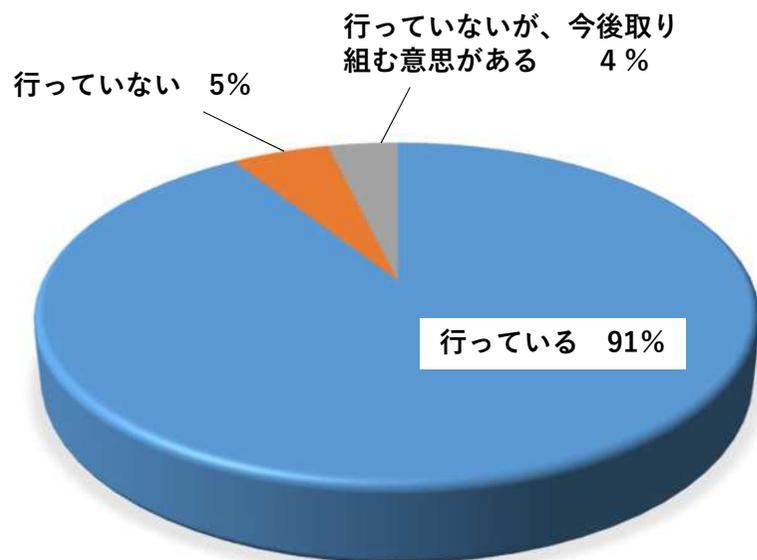
4 回答数 133事業所/438事業所(回収率 30.4%)
[内訳: ①81事業所 ②52事業所]

(2) 中小規模の事業所の意見

中小規模の事業所への環境配慮に関するアンケート結果①

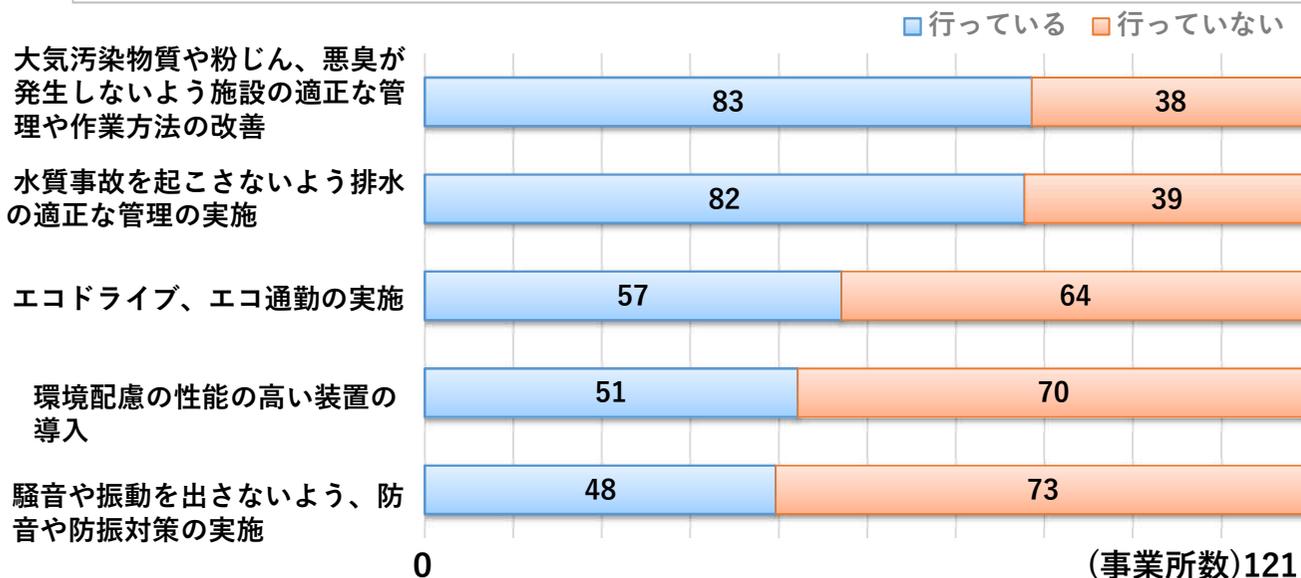
【設問1】 (一つ選択)

現在、事業活動の中で、環境への配慮や負荷の低減につながる取組を行っていますか。



【設問1の続き】

【設問1】で「①行っている」を選んだ場合、取組の内容を選択してください。(複数選択可)



「その他」の取組としては、太陽光発電装置の設置、電灯のLED化、電気自動車の導入、廃棄物の焼却廃熱を利用した発電など

➤ 環境配慮について行っている事業所、または、今後環境配慮に取り組む意思がある事業所は、合わせて95%だった

(2) 中小規模の事業所の意見

中小規模の事業所への環境配慮に関するアンケート結果②

【設問2】

今後、どのようなきっかけ・動機があれば事業活動の中で環境への配慮や負荷の低減につながる取組を行いますか。（既に取り組んでいる場合、さらに取組を進めるためのきっかけ・動機として、どのような情報等が必要かお答えください）（複数選択可）

環境配慮に取り組むことで得られる事業所のメリット
（経費削減や労働環境の改善につながる など）

事業所が環境配慮に取り組むことでどのように地域貢献
につながるかといった情報

環境配慮に係る市からの指針等の提示や要請

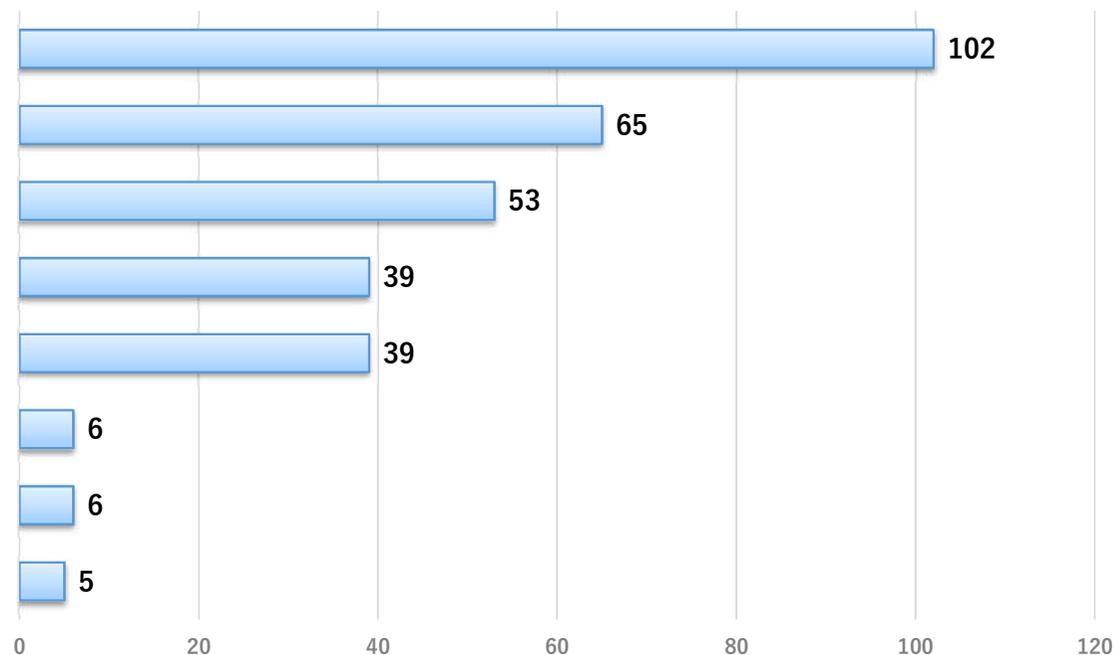
地域の大気や水環境の課題がわかること（例 毎年光化学
スモッグ注意報が発令されていることなど）

取引業者からの要望・要請（例 取引をする際に環境へ
の配慮をしていないと継続できないなど）

わからない

その他

特に必要ない



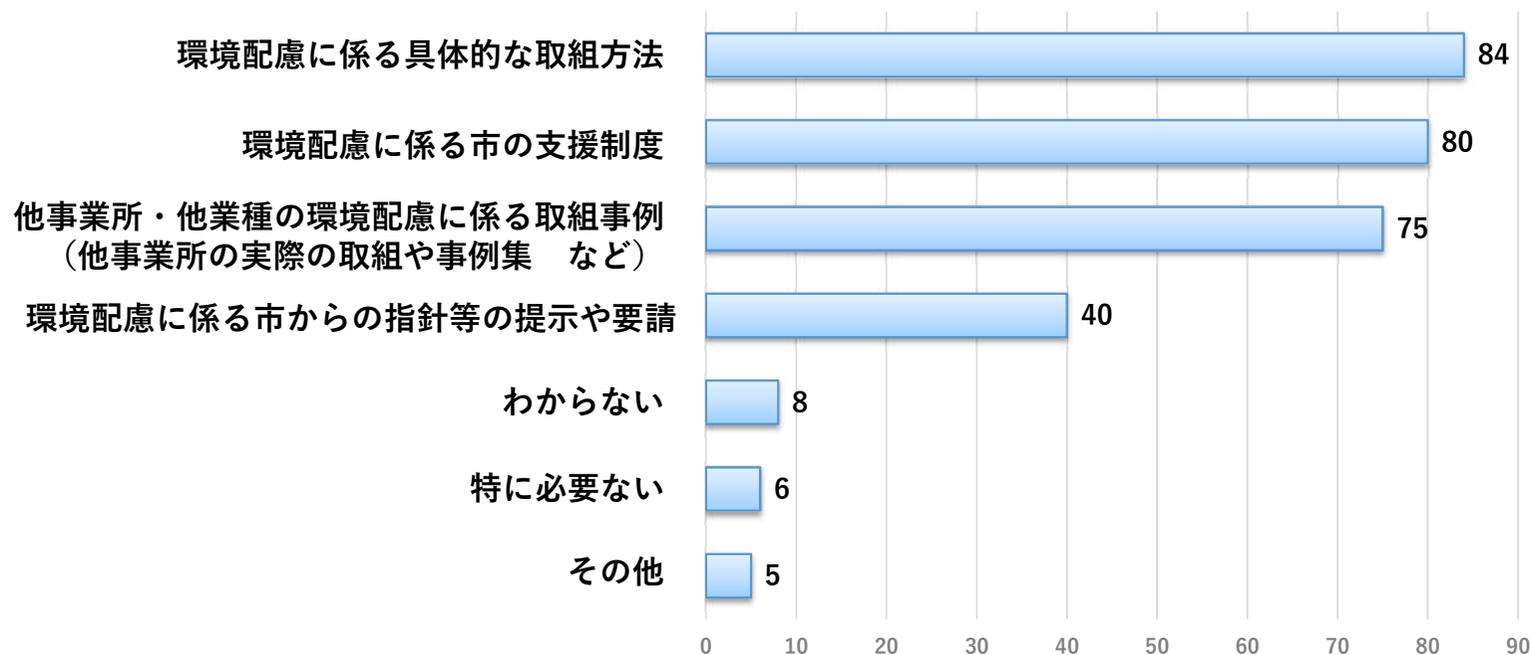
➤ きっかけ・動機があれば、さらに環境への配慮や負荷の低減に取り組もうと考えている事業所が多い

(2) 中小規模の事業所の意見

中小規模の事業所への環境配慮に関するアンケート結果③

【設問3】

今後、どのような情報・仕組みがあれば、環境への配慮や負荷の低減につながる取組がしやすくなると思いますか。（複数選択可）



➤ 取組方法や取組事例などの情報や支援制度などが必要と考えている事業所が多い

(3) 中小規模の事業所の自主的取組の現状

- ✓ 環境配慮の取組を行っている事業所が多い
- ✓ きっかけ・動機があれば、さらに環境への配慮や負荷の低減に取り組もうと考えている事業所が多い
- ✓ 地域貢献につながる取組や地域の課題の情報を必要とするなど地域を意識している事業所が多い
- ✓ 取組方法や取組事例などの情報や支援制度などが必要と考えている事業所が多い

- 中小規模の事業所は環境配慮への取組意欲も高いことがわかったことから、さらに環境配慮の取組を浸透させるしくみを作ることにより、さらなる環境改善が見込まれる
- 中小規模の事業所で、すでに取り組まれている先進事例を、行政が情報発信し、同規模の事業所に横展開することで取組の拡大が期待できる



Green For All
KAWASAKI 2024
第41回 全国都市緑化フェア



KAWASAKI
SDGs



1. 川崎市の現状と課題（追加説明資料）

2. 環境配慮に取り組む目的・意義

3. 事業者の自主的取組の現状

4. 事業者の自主的取組の方向性

5. 取組の評価基準

6. 今後のスケジュール

(1) 事業者の自主的取組の方向性

「環境配慮に取り組む目的・意義」や「中小事業所の自主的取組の現状」等を踏まえ、事業者の自主的取組の推進をさらに促すしくみについて検討を行う

【検討の方向性1】 地域の特性・課題を踏まえた取組の推進

【検討の方向性2】 環境配慮意識を拡げるための事業所支援

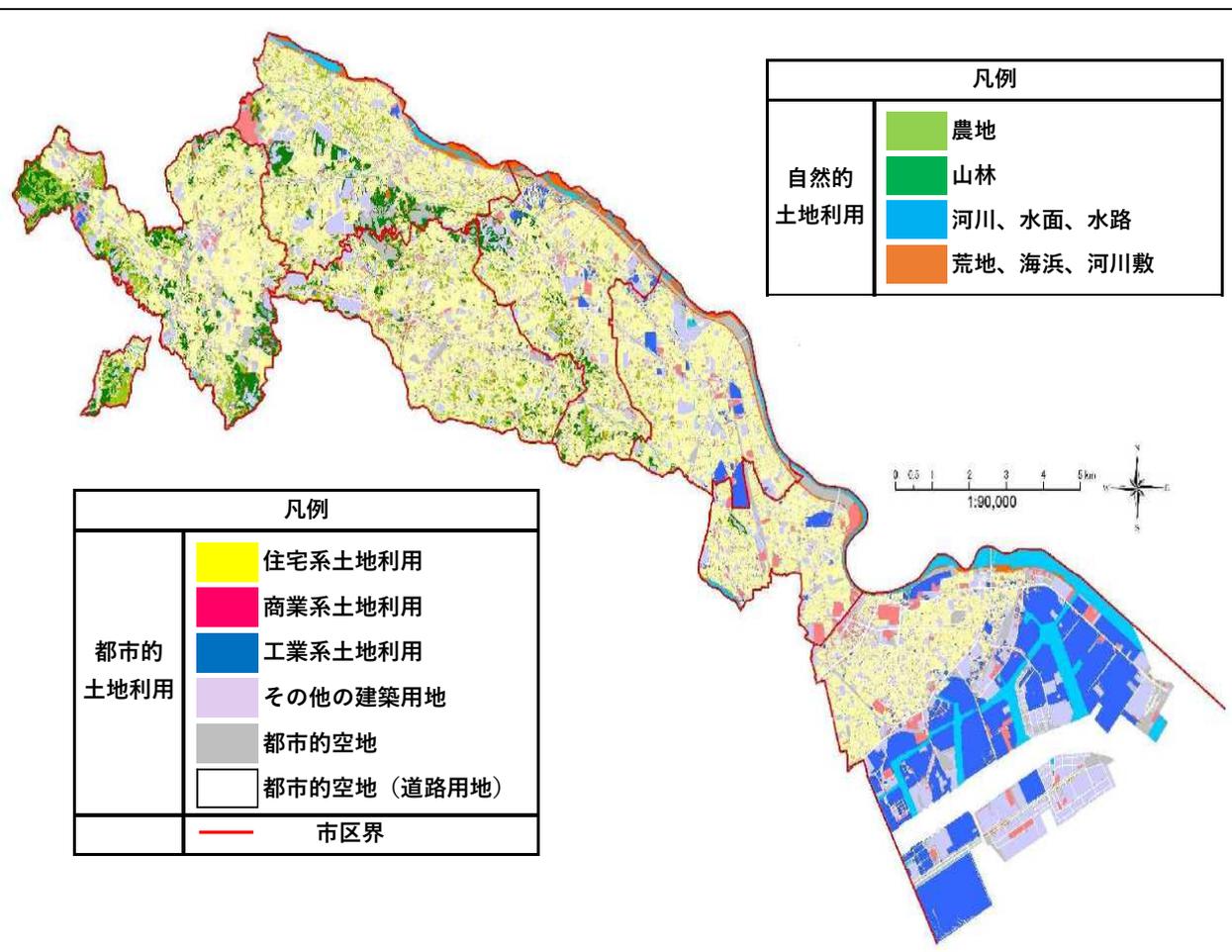
【検討の方向性3】 事業者の負担軽減 (←現制度の課題の解消)

事業者の環境配慮の取組が市内全域へ浸透

【検討の方向性 1】 地域の特性・課題を踏まえた取組の推進

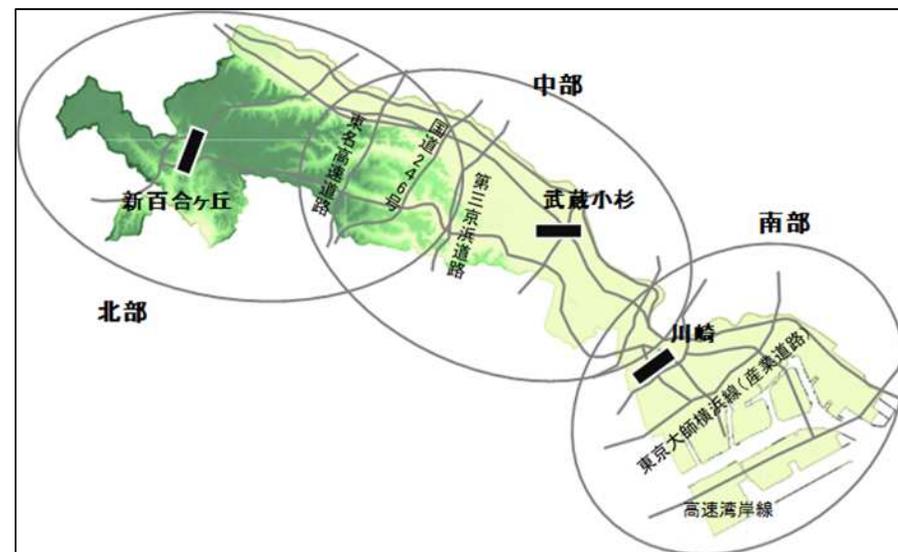
(1) 事業者へ地域課題の積極的な情報提供

本市の都市構造・土地利用の状況



土地利用現況図（令和2（2020年度））

（出典：本市の土地利用現況 令和2（2020）年度調査結果）



検討の方向性

- 本市の都市構造、土地利用の状況は、地域ごとに特徴があり、大気・水環境計画でまとめている地域課題をもとに対応を検討する
- 南部(臨海部)・中部(内陸部)・北部(丘陵部)の3つに分類して検討する

(1) 事業者へ地域課題の積極的な情報提供

提案する取組

地域特性・課題の情報発信とそれを踏まえた環境配慮の取組推進

地 域	主な特性・課題 (大気・水環境計画より)	特に配慮が必要な項目
南 部 (臨海部) [川崎区]	<ul style="list-style-type: none"> ・工業地帯には大規模な工場・事業場が集積している。さらに、物流施設が集積していることから大型車交通量が多く、道路沿道での二酸化窒素濃度が高い。 ・発生源の特定が困難な広域的な悪臭等の苦情がある。 ・埋立地の下水道処理区域外では、工場・事業場は海域に排水している。 ・干潟など特徴のある水辺地が存在している。 ・化学物質を取り扱う事業者の多くが臨海部の工場地帯に立地しており、市全体の化学物質排出量の約9割を占めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自動車排ガス ■ 大気汚染 ■ 悪臭 ■ 水質汚濁 ■ 化学物質
中 部 (内陸部) [幸区] [中原区] [高津区]	<ul style="list-style-type: none"> ・市を横断する幹線道路がある。 ・主要駅周辺の商業系地域では騒音、振動の苦情が多く、また、飲食店からの悪臭苦情や野焼き等のばい煙の苦情も多い。 ・下水処理が分流方式の区域では、雨水は道路側溝等を通じて河川に流入している。 ・河川の親水施設など特徴のある水辺地が存在している。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 騒音・振動 ■ 大気汚染 ■ 悪臭 ■ 水質汚濁

(1) 事業者へ地域課題の積極的な情報提供

地 域	主な特性・課題 (大気・水環境計画より)	特に配慮が 必要な項目
北 部 (丘陵部) [宮前区] [多摩区] [麻生区]	<ul style="list-style-type: none">・ 飲食店からの悪臭苦情や野焼き等のばい煙の苦情が多い。・ 雨水は道路側溝等を通じて河川に流入している。・ 飲用井戸が存在している。・ 湧水地など特徴のある水辺地が存在している。	<ul style="list-style-type: none">■ 大気汚染■ 悪臭■ 水質汚濁■ 土壌汚染

取組の 考え方

- ・ 事業者へ地域の課題等の積極的な情報発信を行う
- ・ 地域の特性・課題を踏まえた事業者の自主的取組の推進に取り組む

【検討の方向性 2】

環境配慮意識を拡げるための事業所支援

(1) 環境配慮意識を拡げるためのしくみづくり

「環境配慮事業所（仮）」宣言のしくみづくり

中小規模の事業所へのアンケート結果

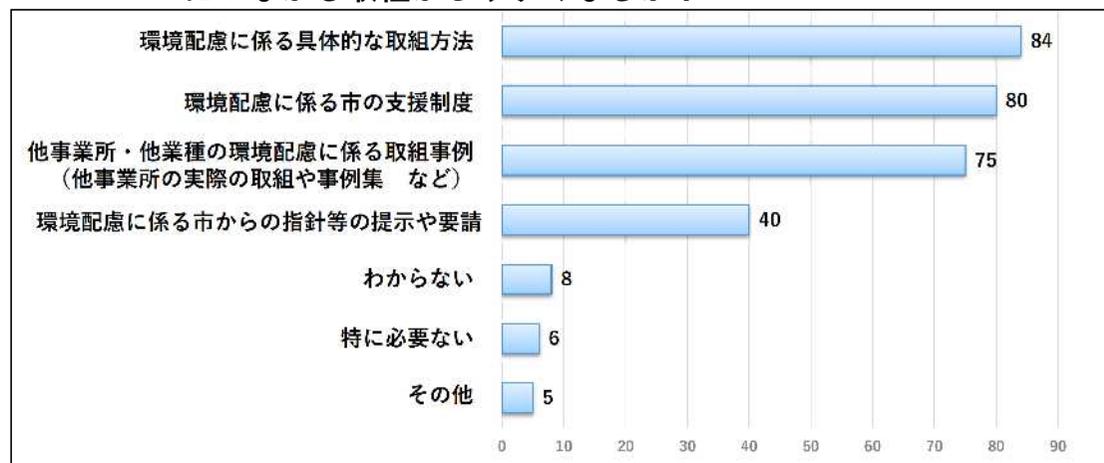
- 中小規模の事業所へのアンケートに回答してくれた事業所は、環境配慮に取り組んでいる事業所が多い(91%が取り組んでいる)
- きっかけ・動機があれば、さらに環境への配慮や負荷の低減に取り組もうと考えている事業所が多い
- 取組方法や取組事例などの情報や支援制度などが必要と考えている事業所が多い

検討の方向性

- 市内全域でさらなる環境改善を図るために、幅広く環境配慮に取り組んでもらえるような取組を検討する
- アンケート結果では、**環境配慮の取組の情報を求めている事業所が多い**ため、事業所の環境配慮の取組を集約し、他の事業所へフィードバックするような取組を検討する

中小規模の事業所へのアンケートより

【設問3】 どのような情報・仕組みがあれば、環境への配慮や負荷の低減につながる取組がしやすくなるか？

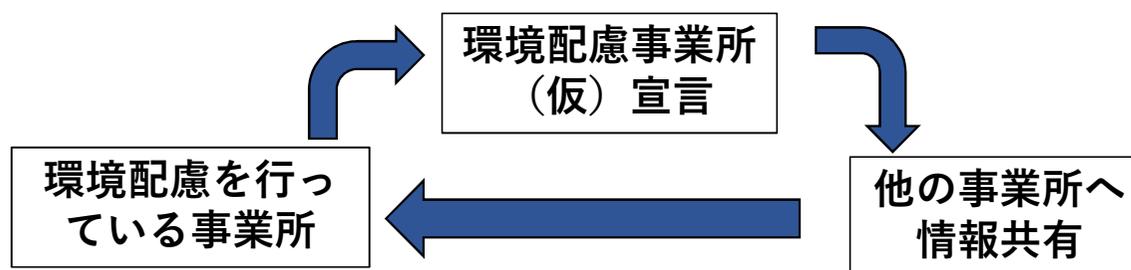


(1) 環境配慮意識を拡げるためのしくみづくり

提案する取組

環境配慮に取り組んでいる事業所の取組を他事業所へフィードバック

- 環境配慮に頑張っている事業所が、自主的に「環境配慮事業所（仮）」であることを宣言し、宣言した事業所への支援を検討することが必要である
- 「環境配慮事業所（仮）」の取組内容をHPで公表するなど、他事業所へ取組内容をフィードバックすることが必要である
- 様式については、事業所の負担が少なく、取り組みやすい工夫が必要である



取組の考え方

- ・ 環境配慮に取り組んでいる事業所の取組を他事業所へフィードバックすることで、市内全域の事業所に環境配慮の取組を浸透させる

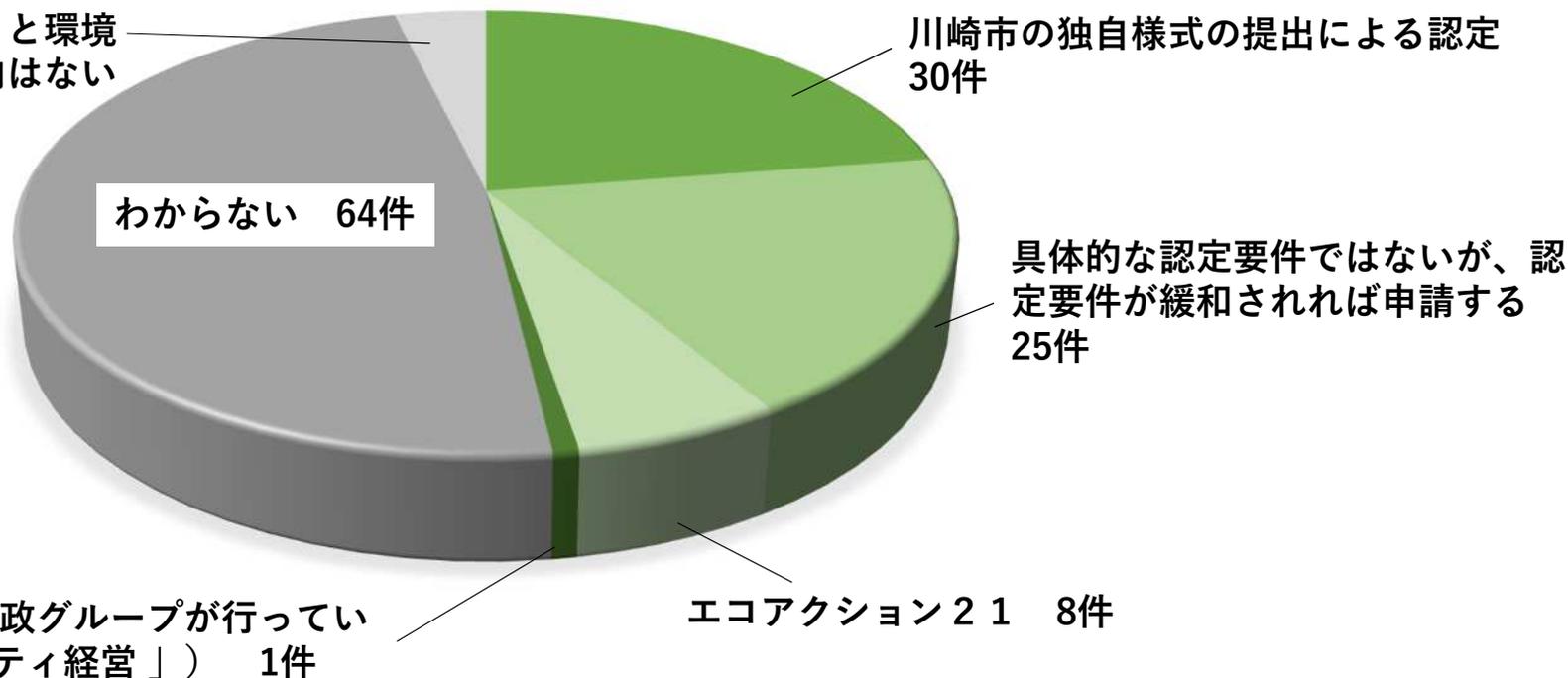
(2) 事業所の自主管理をさらに促進させるための支援

中小規模の事業所への環境配慮に関するアンケート結果④

【設問4】

環境行動事業所の現在の認定要件はISO14001の取得のみとなっています。他にどんな認定要件が対象になれば、環境行動事業所に認定申請しようと思いますか。

どんな認定要件が対象になろうと環境行動事業所に認定申請する意向はない
5件



- 認定要件が広がれば、環境行動事業所に認定申請の意欲のある事業所は多い
- 「わからない」と回答した事業所にも、取組について普及していくことが必要

(2) 事業所の自主管理をさらに促進させるための支援

現行：環境行動事業所制度

制度概要

- 事業所の環境管理・監査の体制を確立し、その取組を自ら公表している事業所を「環境行動事業所」として認定・公表する⇒事業所の取組支援
- 32事業所（令和5年度末現在）

認定要件 ISO14001取得（国際管理規格）

現在の支援策

- 市ホームページに認定事業所を掲載
- 市公害防止条例の変更許可申請や届出の一部免除
- 市公害防止条例「環境配慮書」の提出免除
- 市公害防止条例「環境負荷低減行動計画書」の提出免除

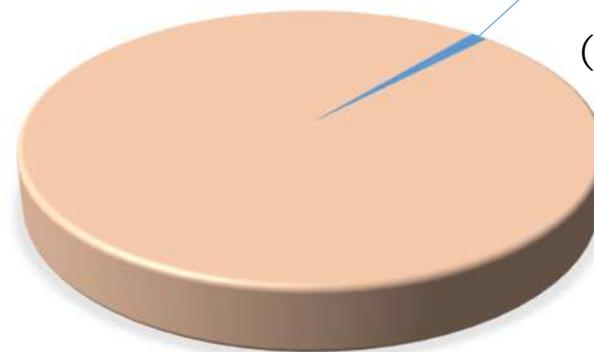
検討の方向性

- 環境分野における自主管理を推進する事業所が増えるよう、環境行動事業所の制度の充実を検討する
- 環境分野における自主管理が可能な中小事業所も支援するしくみを検討する

認定の状況

指定事業所 2800事業所
(令和5年度末)

環境行動事業所
32事業所
(全体の約1%)



(2) 事業所の自主管理をさらに促進させるための支援

提案する取組

中小規模の事業所にも支援を拡大

- 近年、中小規模の事業所を対象に設立された民間EMS等も認定要件に加えるなど、中小規模の事業所にも環境行動事業所認定の対象を広げることが必要である
例えば、エコアクション21（中小事業所を対象にした環境省作成のEMS）など
- 費用的に民間EMSの取得が困難な中小規模の事業所も申請可能なしくみが必要である
例えば、川崎市独自でEMSを作成する（環境負荷低減行動計画書に準ずる）など
- 環境分野における自主管理ができる事業所の増加をめざすことが必要である
- 今後、事業所が環境配慮に取り組みやすくするために、経済型支援・伴走型支援・広報型支援・連携型支援など、様々な支援が必要である

取組の 考え方

- ・ 中小規模の事業所も含めた指定事業所を応援する機会・支援策を拡大

(2) 事業所の自主管理をさらに促進させるための支援

【参考】支援制度の他都市の状況

	川崎市	神奈川県	横浜市
制度名	環境行動事業所	①環境管理事業所 ②優良環境管理事業所	環境管理事業所
認定要件 (EMS)	・ ISO14001	・ ISO14001 ・ エコアクション 21 ・ KESのステップ2	・ ISO14001
認定期間	3年間 (ISO14001の認定期間)	① 3年間 ② 6年間	3年間
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市ホームページに認定事業所を掲載 ・ 市公害防止条例の変更許可申請や届出の一部免除 ・ 「環境配慮書」の提出免除 ・ 「環境負荷低減行動計画」の提出免除 ※ISO14001は、入札契約制度における主観評価項目の「環境への取組」の評価項目	<ul style="list-style-type: none"> ①環境管理事業所 <ul style="list-style-type: none"> ・ 名称公表 ・ 変更届出手続き免除 ・ 化学物質管理状況報告書の提出免除 ②優良環境管理事業所 <ul style="list-style-type: none"> ・ 同上 ・ 変更許可手続き免除 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変更許可申請や届出の一部免除

➤ 川崎市と横浜市の条例は、県条例の適用除外を受けている

【検討の方向性 3】 事業者の負担軽減

(1) 他制度との重複の整理

環境配慮書制度がもつ総合審査制度の機能

総合審査制度

総合審査制度とは、事業所の設置・変更にもなう許可手続きに際し、**規制基準が定められない地球環境項目等に関して**環境負荷低減に向けての**自主的努力を要請**し、当該事項に係る環境保全上の措置が十分に行われているかどうかを、**総合的に審査・指導する仕組み**

環境配慮書（記入式51項目）、環境負荷低減行動計画（選択式293項目）
⇒地球温暖化、省資源・省エネ、オゾン層、廃棄物も対象項目で、項目数が**多い**

他条例の施行状況

昭和47年施行	公害防止条例（旧条例）
平成5年4月施行	廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例
平成12年12月施行	公害防止等生活環境の保全に関する条例
平成22年4月施行	地球温暖化対策の推進に関する条例

検討の方向性

➤ 環境配慮書や環境負荷低減行動計画書などで、市へ重複して報告している内容を整理することで、事業所の負担を軽減

(1) 他制度との重複の整理

地球温暖化対策等の推進に関する条例 (地球温暖化対策推進基本計画)

事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度

制度概要

- 温室効果ガスを一定量以上排出する事業者は、市が設定した2030年度CO₂削減及び2050年カーボンニュートラルに資する評価項目に係る **3か年**の計画書・報告書を市へ提出
- 市は評価結果を公表するとともに、評価に応じた支援を実施
- 中小規模事業者向けの簡易版制度も創設

対象者

- 1号：原油換算年1,500kL以上使用する事業者
- 2号：原油換算年1,500kL以上使用する事業所及び当該連鎖化事業加盟者
- 3号：車両100台以上保有する事業者
- 4号：CO₂以外の温室効果ガスを年3,000t-CO₂以上排出する事業者

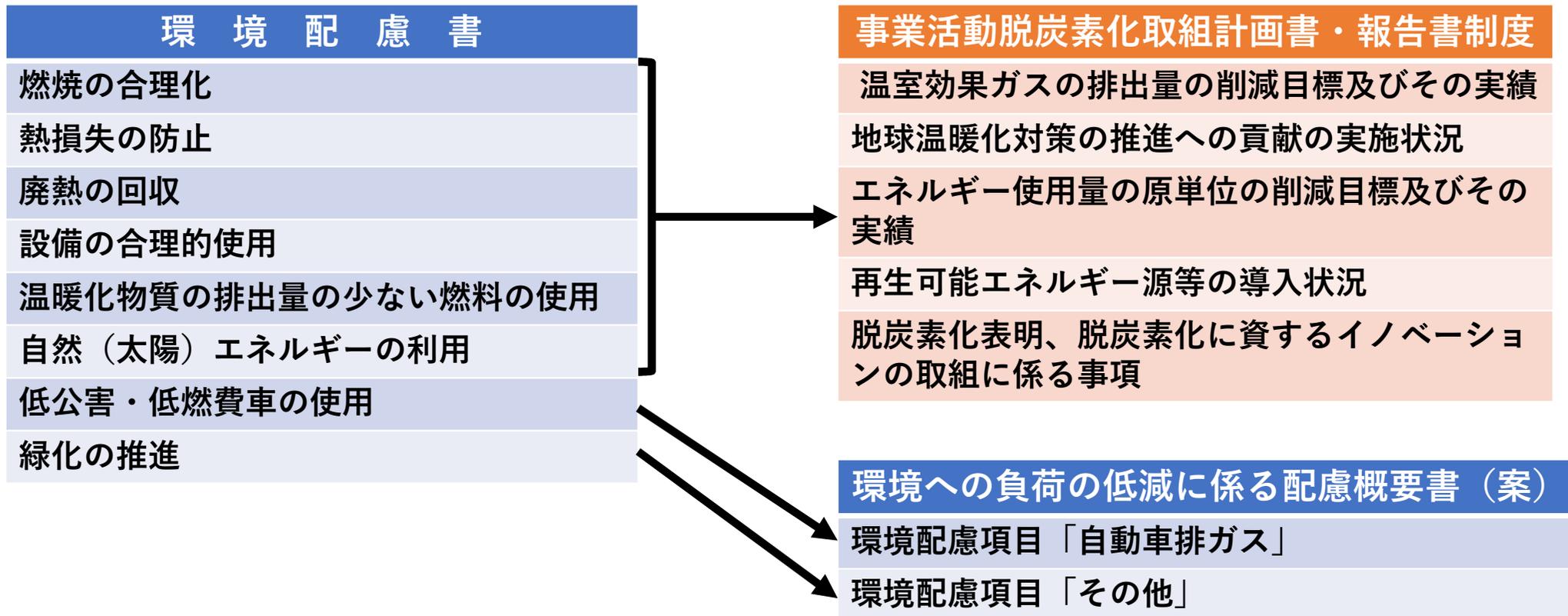
主な報告内容 (1号・2号)

- 温室効果ガスの排出量の削減目標及びその実績
 - エネルギー使用量の原単位の削減目標及びその実績
 - 再生可能エネルギー源等の導入状況
 - 脱炭素化表明、脱炭素化に資するイノベーションの取組に係る事項
 - 地球温暖化対策の推進への貢献の実施状況
- など

環境負荷低減行動事業所 5 2 事業者 ⇒ 4 8 事業者が対象 (R5年度)

(1) 他制度との重複の整理

地球温暖化対策に関する報告内容の比較



(1) 他制度との重複の整理

廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例 (一般廃棄物処理基本計画)

事業系一般廃棄物多量・準多量排出事業者制度

	多量排出事業者	準多量排出事業者
制度概要	<ul style="list-style-type: none">■事業系一般廃棄物の排出量に基づき毎年4月1日に市が多量排出事業者等を認定■事業系一般廃棄物を一定量以上排出する事業者は、自ら所有し、又は占有する建築物等から排出する事業系一般廃棄物の排出の抑制、再利用及び再生利用並びに事業系一般廃棄物の適正な処理に関し、毎年、報告書を作成し、市長に提出	
対象者	1日平均100kg以上又は月平均3t以上の事業系一般廃棄物を排出する事業者	1日平均30kg以上100kg未満又は月平均0.9t以上3t未満の事業系一般廃棄物を排出する事業者
主な報告内容	次の項目の前年度実績と今年度計画を報告 <ul style="list-style-type: none">■資源化の状況 (資源化量・資源化率) (新聞・雑誌、段ボール、紙、厨芥類、空き缶、空き瓶など)■減量・再生利用等の取組の状況■再生品等使用の状況	

環境負荷低減行動事業所 5 2 事業者 ⇒ 2 1 事業者が対象 (R5年度)

(1) 他制度との重複の整理

廃棄物対策に関する報告内容の比較

環境配慮書

廃棄物の発生抑制（リデュース）等の取組（資源の有効利用、製品の長期使用等による廃棄物化回避など）

廃棄物の再利用（リユース）等の取組

廃棄物の再資源化、再生利用（リサイクル）等の取組

熱回収を目指す処理方法

適正な処理による公害防止

一般廃棄物の種類・発生量・処理方法・処理量

産業廃棄物の種類・発生量・処理方法・処理量

事業系一般廃棄物多量・準多量排出事業者制度

減量・再生利用等の取組

再生品等の使用

資源化の状況（資源化物名・回収業者名）

廃棄物の管理（組織体制、社内教育）等

種別ごとの発生量・資源化量・事業場内処理量・指定処理施設搬入量・資源化率

廃棄物自主管理事業（多量排出事業者）制度

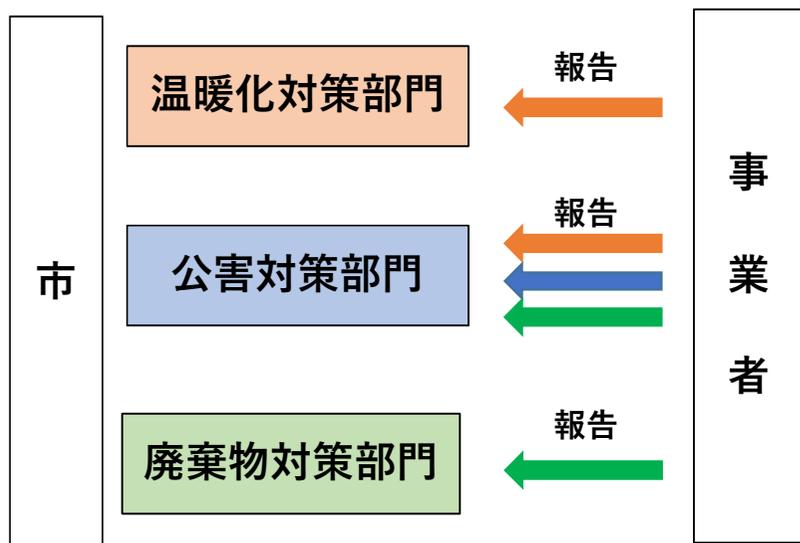
- ・前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業所もしくは廃棄物自主管理事業に参加する事業者
- ・産業廃棄物処理計画書（排出抑制・再生利用・処理量等）を市へ提出、HPで公表

マニフェスト（産業廃棄物管理票）制度

- ・産業廃棄物を処理する際、排出事業者がマニフェストを交付（紙・電子）
- ・紙マニフェストを交付した場合は、「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」を年1回提出
- ・法律に基づく取組であり全事業所対象

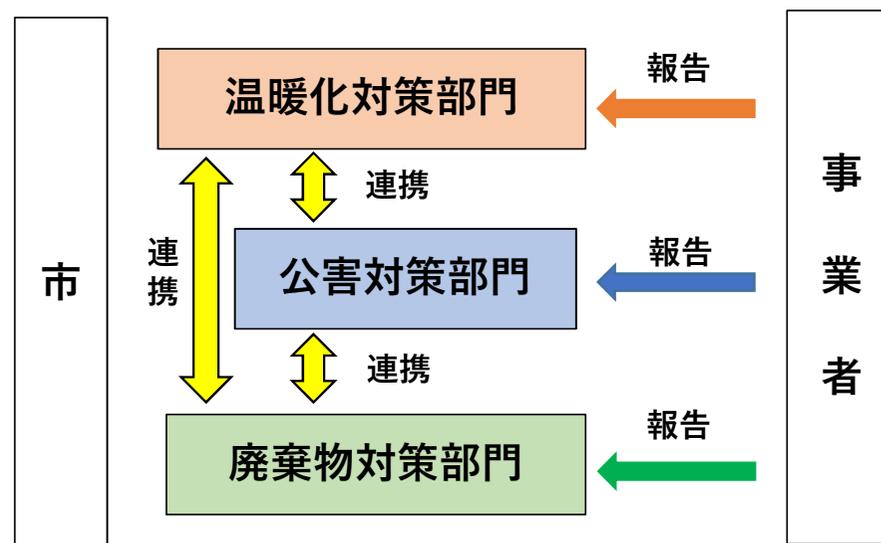
(1) 他制度との重複の整理

現 状



総合審査制度として、環境配慮書等で温暖化対策や廃棄物関係の情報を収集

見直し後

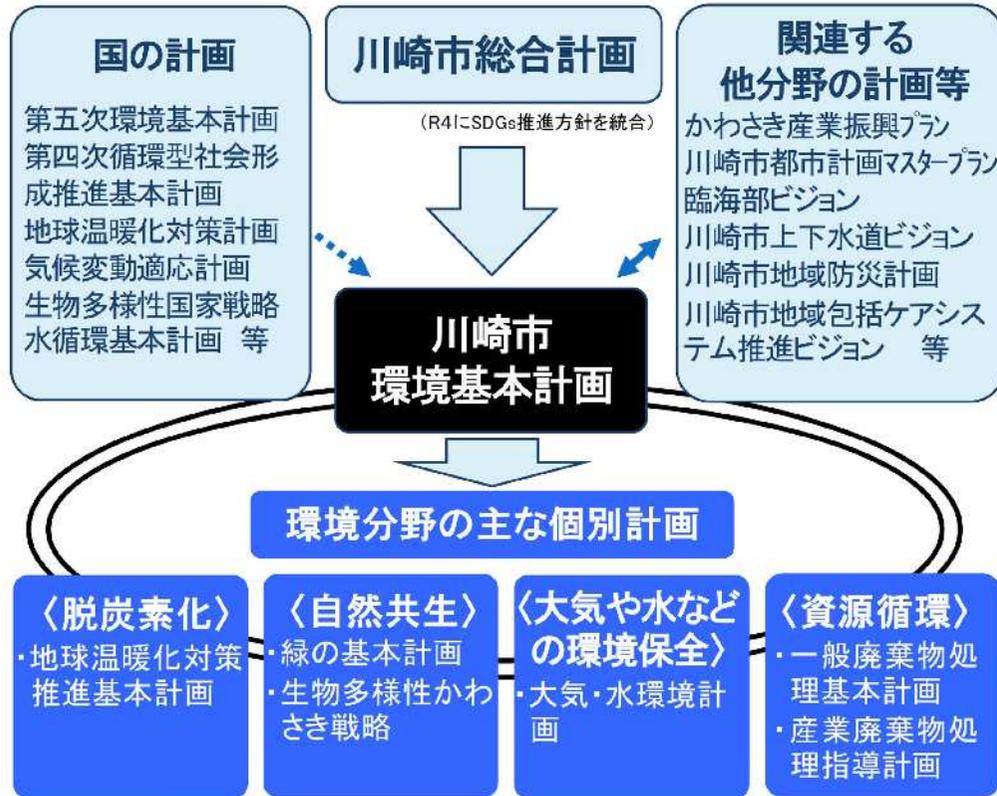


← 温暖化対策関係 ← 公害対策関係 ← 廃棄物対策関係

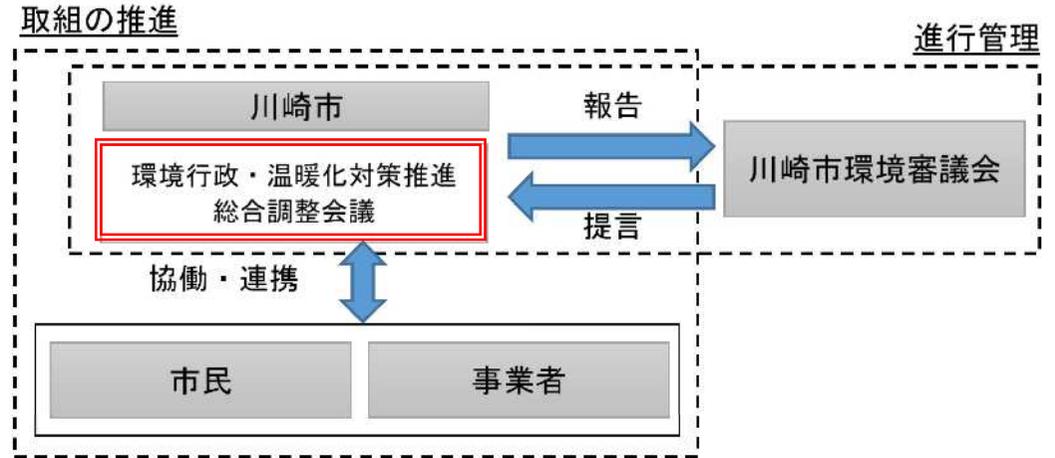
- 事業者からは、それぞれの部門に情報を報告してもらう
- 事業者指導や政策検討にあたって必要な場合は、関係部署が連携して対応する

(1) 他制度との重複の整理

市の環境行政に係る連携体制について



【環境基本計画の位置づけ】



【環境基本計画の推進体制】



➤ 他部署とも連携する体制は整っている

(1) 他制度との重複の整理

提案する取組

事業所からの報告の他制度等との重複の整理

環境配慮項目	環境配慮書 (記入式)	環境負荷低減行動計画 (選択・採点方式)	
大気汚染	3	32	
水質汚濁	5	31	
化学物質	6	27	
自動車公害	9	25	
地球温暖化	8	13	
省資源・省エネ	他制度等と重複している ので整理		
オゾン層			69
廃棄物			6
組織体制	11	54	
騒音・振動	7	36	
騒音・振動	1	0	
その他	1	0	
合計	51	293	

- 重複部分を整理することにより**項目数が減少**し、記入式も**チェック式に見直す**など、事業所が負担を感じることなく取組が継続できるような仕組みを検討する
- 環境配慮項目については、典型7公害をもとに、川崎市の状況に基づいて項目を検討する
 - ①大気汚染 ②悪臭 ③水質汚濁
 - ④化学物質 ⑤自動車排ガス
 - ⑥騒音・振動 ⑦土壌汚染 ⑧その他

典型7公害とは

- ①大気汚染 ②悪臭 ③水質汚濁 ④騒音 ⑤振動 ⑥土壌汚染
- ⑦地盤沈下

取組の考え方

- ・ 他制度との指導のすみ分けを実施することで、**環境配慮項目の内容を整理**し、市への重複した報告を避け、**事業者の負担を軽減**
- ・ 温暖化対策部署と廃棄物対策部署とは、調整会議などを活用して、行政内部でしっかり連携し、政策検討や事業者指導を行う
- ・ 環境配慮項目は、典型7公害をもとに川崎市の状況に基づいて設定

(1) 他制度との重複の整理

【参考】他都市の状況

環境配慮に関連する指針

神奈川県：本市同様、公害対策の条例と温暖化対策の条例を別々に制定

横浜市：公害対策と温暖化対策が一緒になった条例（議員提案による脱炭素推進条例も制定）

川崎市			神奈川県	横浜市
環境への負荷の低減	環境への負荷の低減に関する指針	第69条	○	○
化学物質の適正管理	化学物質の適正管理に関する指針	第93条	○	○
自動車排出ガスの排出の抑制等	自動車排出ガスの排出抑制等に関する指針	第107条	× ^{※1}	○
温暖化物質の排出の抑制	温暖化物質の排出抑制に関する指針	第121条	×	○
オゾン層破壊物質の排出防止	オゾン層破壊物質の排出防止に関する指針	第127条	× ^{※2}	× ^{※2}
廃棄物の発生抑制等	廃棄物の発生の抑制及び再生利用等	第70条	×	×
環境の保全に係る組織体制の整備	環境の保全に係る組織体制の整備に関する指針	第72条	○	○

※1 神奈川県は「環境への負荷の低減に関する指針」に自動車使用に係る環境配慮を含む

※2 オゾン層関係については「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」で各自治体対応

➤ 他都市は取組のすみ分けができている

(2) 環境配慮書の見直し

現行：環境配慮書制度

提出対象事業所

事業所数 (R5末)	一定規模以上の事業所 (52事業所)	従業員50人以上 (326事業所)	指定事業所 (2800事業所)
	提出義務		対象外
環境配慮書			

制度概要

- 主に従業員50人以上の事業所が対象
- 指定施設の設置又は変更の許可申請時に環境配慮の取組について提出
- 記入式（環境配慮項目：最大51項目）
- 326事業所が対象

検討の方向性

- 他制度との項目の重複の整理や記述式からチェック式に変更するなど、対象になっている事業所が、負担なく取り組むことができるよう検討する
- 日常的に取り組む必要がある環境配慮と優れた環境配慮の取組を明確化するなど、事業所がメリハリをつけた取組を行うことができるよう検討する
- 事業所の環境配慮の取組について、定期的に評価できるようなしくみづくりを検討する

(2) 環境配慮書の見直し

提案する取組

事業所が環境配慮により取り組みやすくなるよう様式等の見直し

現 状

➤ 記述式（環境配慮項目：最大51項目）

第17号様式（付表1）
環境への負荷の低減に係る配慮概要書

項 目	環 境 配 慮 の 概 要
無害な又は有害性のより少ない原料の選択及び有害な物質の使用がより少ない製造方法の選択	・環境負荷の少ない物質を選定するため、社内規定の基準に沿って選定している。 ・脱脂洗浄施設で用いるジクロロメタン等を含む有機溶剤については、代替物質への転換を進めており、使用量を削減している。
施設の改善、施設の適正な管理、作業方法の改善等による物の製造、処理、廃棄等の工程から副次的に生ずるおそれがある有害な物質の発生の防止	・ボイラーは低NOxバーナーの機種を設置の上、燃料として都市ガスを使用し、窒素酸化物の排出量を削減している。 ・塗装施設で使用する塗料は、炭化水素系物質の含有量が少ないものを選定し、使用している。
原材料及び水の使用並びにエネルギーの消費をより少なくするための製造される物の性状及び物の製造の工程の転換	・製造の工程における原材料の使用量の低減化のため、製品の軽量化技術の研究を進めている。 ・事業所の水の使用について、冷却水等はクーリングタワー等によるリサイクルにより使用量を低減化している。
排水中の窒素含有量及びリン含有量を低減する措置による海域における富栄養化に伴う水質の悪化の防止	・窒素及びリンを含む副原料及び洗浄剤について、含有量が少ないものを選定し、使用量を削減している。 ・窒素及びリンを含む排水は、排水処理施設で処理後、水質確認の上、海域へ放流している。

見直し後

➤ 記述式からチェック式へ（最大40項目程度）

➤ 「日常管理」と「優れた取組」の明確化

➤ 他制度との重複項目の見直し※[3-(1)を参照]

➤ 地域別に特に配慮が必要な項目を設定※[1-(1)を参照]

第〇号様式（1面）
環境への負荷の低減に係る配慮概要書（案）

項目	重点	番号	配慮分類	環境配慮事項	実施している	今後実施予定	実施していない	関連なし	前回届出から変更
大気汚染	全 域	1	【優れた取組】	より環境性能の高い（窒素酸化物の排出が少ない、燃効率がよい）機器の選定	<input type="checkbox"/>				
		2	【優れた取組】	無害な又は有害性のより少ない原料や燃料の選択	<input type="checkbox"/>				
		3	【優れた取組】	炭化水素系物質の排出抑制に向けた適正な管理体制の構築	<input type="checkbox"/>				
		4	【日常管理】	施設の改善、施設の適正な管理、作業方法の改善による大気汚染物質の発生の防止	<input type="checkbox"/>				
		5	【日常管理】	施設の改善、施設の適正な管理、作業方法の改善による粉じん等の発生の防止	<input type="checkbox"/>				
悪臭	全 域	6	【日常管理】	施設の改善、施設の適正な管理、作業方法の改善による悪臭の発生の防止	<input type="checkbox"/>				
水質汚濁	全 域	7	【優れた取組】	公共用水域の水質汚濁の低減（無害又は有害性の少ない原料の選択など）	<input type="checkbox"/>				
		8	【日常管理】	施設及び排水の適切な管理による水質事故の発生の未然防止	<input type="checkbox"/>				

取組の考え方

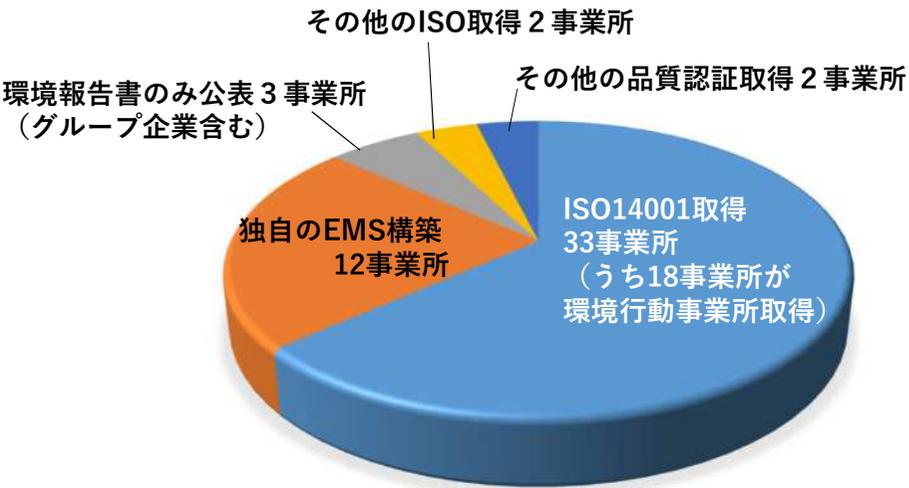
- ・ 環境配慮書の様式や内容を見直すことで、事業所の負担を軽減する
- ・ チェック式にすることで環境配慮の取組状況を、毎年数値化して検証する

(3) 環境負荷低減行動計画書の見直し

現行：環境負荷低減行動計画書制度

提出対象事業所

事業所数 (R5末)		一定規模以上の事業所 (52事業所)	従業員50人以上 (326事業所)	指定事業所 (2800事業所)
環境負荷低減 行動計画書	作成	努力義務		対象外
	提出	義務	任意	対象外



制度概要

- 環境マネジメントシステム（EMS）の浸透のため一定規模以上の指定事業所を対象に取組を開始（本市独自の取組）
- 環境への負荷低減に向けた中長期な行動計画を作成
- 計画期間は5年間（計画目標作成⇒実績報告提出）
- 選択・採点方式（環境配慮項目：最大293項目）
- 一定規模以上の事業所は市へ提出義務あり（環境負荷低減行動事業所 52事業所（R5年度末））
- 環境行動事業所を取得した事業所は提出免除

検討の方向性

- 環境負荷低減行動事業所が、無理なく継続して取り組むことができるよう、様式の見直し等を検討する
- 環境負荷低減行動事業所以外の事業所にも、EMSの取組を浸透させるしくみを検討する

(3) 環境負荷低減行動計画書の見直し

提案する取組①

EMSに継続して取り組むことができる環境の整備

- 環境負荷低減行動計画書を作成・報告する事業所が、無理なく取り組めるよう、他制度との重複を見直し、現状にあった項目に整理するなど、様式を見直す必要がある
- 環境負荷低減行動事業所で、既にISO14001を取得している事業所は、環境行動事業所へ誘導するなど、丁寧なサポートをすることで、事業所の負担軽減へつなげる必要がある

提案する取組②

EMSの取組のさらなる浸透

- 環境負荷低減行動計画書の提出が任意になっている事業所などが、無理なくEMSを取り入れた管理・運営ができるよう、取り組みやすいしくみが必要である
- 例えば、環境行動事業所制度と連携させるなど、取り組む契機となるような制度設計も必要である

取組の考え方

- ・ 他制度との重複を整理し様式を見直すことで、事業所の負担を軽減する※[3-(1)を参照]
- ・ 民間EMSの活用はある程度進んできているため、ISO14001を取得している事業所は環境行動事業所へ誘導するなど、伴走型支援を行うことで事業所の負担を軽減する
- ・ EMSのさらなる浸透のため、環境行動事業所制度と連携した制度設計を検討する



COLORS
FUTURE!
ACTIONS
KAWASAKI 100th



Green For All
KAWASAKI 2024
第41回 全日本緑化大会の公式パートナー



KAWASAKI
SDGs



1. 川崎市の現状と課題（追加説明資料）

2. 環境配慮に取り組む目的・意義

3. 事業者の自主的取組の現状

4. 事業者の自主的取組の方向性

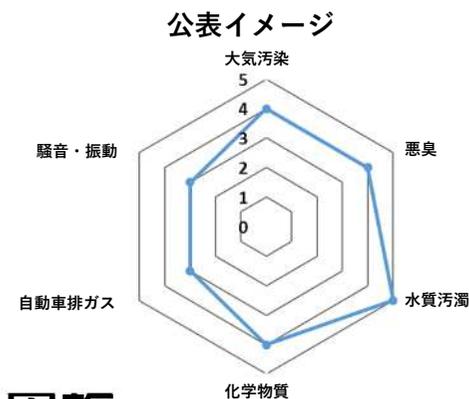
5. 取組の評価基準

6. 今後のスケジュール

(1) 取組の評価基準

環境配慮意識を拡げるためのしくみづくり

- 環境配慮書については、年度ごとに「日常管理」の項目について取組状況をグラフ等で公表
⇒ 項目ごとに5段階評価を行うなどわかりやすく提示
- 優れた取組を行っている事業所の公表
⇒ 「環境配慮事業所制度（仮）」の創設
- 環境配慮書を提出した事業所を対象に定期的にアンケートを実施
⇒ 環境配慮に対する意識調査



環境配慮に意識高く取り組んでいる事業所への支援

環境行動事業所

現在 32 事業所 ⇒ 70 事業所へ増

全区に環境行動事業所を拡げる（現在、高津区・宮前区・多摩区には認定事業所なし）



COLORS
FUTURE!
ACTIONS
KAWASAKI 100th



Green For All
KAWASAKI 2024
第41回 全国都市緑化フェア



KAWASAKI
SDGs



1. 川崎市の現状と課題（追加説明資料）

2. 環境配慮に取り組む目的・意義

3. 事業者の自主的取組の現状

4. 事業者の自主的取組の方向性

5. 取組の評価基準

6. 今後のスケジュール

(1) 環境審議会大気や水などの環境保全部会での審議スケジュール

項目	令和6年度										
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
環境審議会	★ 諮問	議会			議会			議会	★ 答申案 審議	◆ 答申	議会
大気・水環境部会	5/15 ● 第1回			8/2 ● 第2回		10/28 ● 第3回			● 第4回		
事業者の自主的取組の現状と課題	課題整理 ●										
今後の見直しの方向性（全体）	素案提示 ●			案提示 ●		案決定 ●					
各制度の見直しの考え方				素案提示 ●		案提示 ●			案決定 ●		
全体議論・答申案作成				骨子提示 ●		素案提示 ●			案提示・決定 ●		

【参考】用語解説①

●事業所

一般家庭の住居以外で、一定の場所を占めて事業活動を行っている場所。営利、非営利又は個人、法人を問いません。果樹園、畜舎、資材置場、店舗、学校、公共施設等が含まれます。共同住宅の管理施設など複数の家庭協働施設として、ごみや污水の共同処理施設、熱供給施設、駐車場等は、それらの共同施設の用に供する部分に限り、事業所として扱います。

●指定事業所

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第2条第7号に「公害を生じさせるおそれがある事業所（臨時的又は仮設的な事業所を除く。）で規則を定める作業（以下「指定作業」という。）を行うもの」としています。（「臨時的又は仮設的な事業所」とは、概ね1年以内）

●自然を活用した解決策（Nature-based Solutions, NbS）

自然が有する機能を持続的に利用し、多様な社会的課題の解決につなげる考え方は、「自然を活用した解決策（Nature-based Solutions, NbS）」と呼ばれています。

IUCN（国際自然保護連合）では、NbSを「社会課題に効果的かつ順応的に対処し、人間の幸福及び生物多様性による恩恵を同時にもたらし、自然の、そして、人為的に改変された生態系の保護、持続可能な管理、再生のための行動」と定義しています。

図 (IUCN, 2016)



●環境配慮書制度

従業員50人以上の事業所等が、指定施設の設置又は変更の許可申請時に環境配慮の取組について提出する制度です。記入式（環境配慮項目：最大51項目）になっており、令和5年度末時点で326事業所が対象になっています。

（対象要件）・常時使用する従業員が50人以上

- ・常時使用する従業員が50人未満で、建築物の床面積が3,000㎡以上又は百貨店もしくはマーケットで店舗面積が1,000㎡以上
- ・温暖化物質配慮特定事業所

【参考】用語解説②

●環境負荷低減行動計画制度

環境配慮書対象事業者が、自らの責任において環境への負荷を低減するため、当該指定事業所の事業内容、形態等に応じ、規則で定めるところにより、環境への負荷の低減を図る中長期（5年間）の行動計画の作成を行う制度です。一定規模以上の事業所は市へ提出義務があり、令和5年度末時点で52事業所が対象になっています。選択・採点方式（環境配慮項目：最大293項目）になります。

（対象要件） ・年間使用熱量が84,000,000,000キロジュール以上 ・廃棄物焼却炉の焼却能力が1時間当たり5,000キログラム以上
・1日当たりの平均的な排水の量が1,000立方メートル以上

●環境行動事業所制度

事業所の環境管理・監査の体制を確立し、その取組を自ら公表している事業所を「環境行動事業所」として認定・公表する制度で、ISO14001の認証取得等要件をみたした事業所が対象になっており、最大で3年間の認定期間になっています。

令和5年度末時点で32事業所が認定を受けており、認定を受けると、市ホームページへの掲載、変更許可申請や届出の一部免除、「環境配慮書」「環境負荷低減行動計画書」の提出免除などのメリットがあります。

●環境マネジメントシステム（EMS） 環境省ホームページより

組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」又は「環境マネジメント」といい、このための組織や事業者の体制・手続き等の仕組みを「環境マネジメントシステム」（EMS - Environmental Management System）といいます。また、こうした自主的な環境管理の取組状況について、客観的な立場からチェックを行うことを「環境監査」といいます。

環境マネジメントや環境監査は、事業活動を環境にやさしいものに変えていくために効果的な手法であり、幅広い組織や事業者が積極的に取り組んでいくことが期待されています。

環境マネジメントシステムには、環境省が策定した[エコアクション2.1](#)や、国際規格の[ISO14001](#)があります。他にも地方自治体、NPOや中間法人等が策定した環境マネジメントシステムがあります。

【参考】用語説明③

●ISO14001 環境省ホームページより

ISO14001は、環境マネジメントシステムの要求事項を規定しています。Plan-Do-Check-Act (PDCA) という概念に基づいて、環境マネジメントのレベルを継続的に改善していく仕組みです。

また、環境ガバナンスを組織の全体的なマネジメントシステムに組み込み、環境マネジメントを事業プロセスや戦略の方向性に統合し、リスク及び機会に効果的に取り組むことができるよう、最高経営層の責任ある関与を求めています。

組織は、ISO14001の要求事項に沿った環境マネジメントシステムを構築し、規格への適合を自己宣言するほか、外部機関による認証・登録を求めることが可能です。外部機関による認証・登録は、JAB（公益財団法人日本適合性認定協会）が認定した認証機関が審査を行います。認証機関及び適合組織は、JABのホームページで公開されています。

●エコアクション21 環境省ホームページより

環境省では、中小事業者等の幅広い事業者に対して、自主的に「環境への関わりに気づき、目標を持ち、行動することができる」簡易な方法を提供する目的で、エコアクション21を策定しました。

エコアクション21は、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告をひとつに統合したものであり、エコアクション21に取り組むことにより、中小事業者でも自主的・積極的な環境配慮に対する取組が展開でき、かつその取組結果を「環境経営レポート」として取りまとめて公表できるように工夫されています。

平成8年(1996)の策定後、平成16年(2004)には、認証・登録制度に活用できるものへと改訂されています。

●KES (Kyoto Environmental Management System Standard)

京都議定書の発祥地、京都から発信された「環境マネジメントシステム」の規格です。「地球環境問題は人類最大の課題」と、経営のあり方が問われる21世紀の幕開けに、KESは、中小企業をはじめ、あらゆる事業者を対象に「環境改善活動に参画していただく」ことを目的に策定されました。「シンプル」で「低コスト」なKESは、取り組みやすい環境マネジメントシステムとして、現在は4,000を超える事業者が登録しています。また、各地域とも連携し、全国規模で活動しています。そのため『KES』の名称も冒頭に示した頭文字を取った略号から、現在では固有名詞『KES』として使用しています。

【参考】用語説明④

●ネイチャーポジティブ

「ネイチャーポジティブ（自然再興）」とは、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させることを意味します。

2030年までに「ネイチャーポジティブ（自然再興）」を実現することが、2050年ビジョンの達成に向けた短期目標です。「2030年ネイチャーポジティブ（自然再興）」の実現に向けて、人類存続の基盤としての健全な生態系を確保し、自然の恵みを維持し回復させ、自然資本を守り活かす社会経済活動を広げるために、これまでの生物多様性保全施策に加えて気候変動対策や資源循環等の様々な分野の施策と連携し取り組みます。

●ネイチャーポジティブ経営

自社の価値創造プロセスに自然の保全の概念を重要課題（マテリアリティ）として位置づける経営

